

## デジタルを活用した観光マーケティング事業業務委託 仕様書

### 1 業務名

デジタルを活用した観光マーケティング事業

### 2 業務の目的

本事業では、利用者が急拡大する動画配信サービスを活用した観光プロモーションを展開するとともに、広告配信の効果検証を実施するため、広告視聴者の動向を調査・分析し、費用対効果の高い広告配信の在り方を探る。

また、新たな旅行者層の発掘や、来訪見込みの高い消費者へのアプローチを効果的に行い、本市へのさらなる集客を図る。

併せて、SNSを活用した動画配信及び効果検証を行い、効果的な観光プロモーションを実施するとともに、結果をSNSにおける今後のターゲティングに活用する。

### 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

### 4 業務内容

受託者は、業務の目的等を達成するため、企画提案した内容について委託者と協議し、その意向を反映した上で、次の業務を行うものとする。

#### (1) 業務遂行体制の構築・管理及び制作物等について

ア 受託者は、本業務が効率的かつ適正に実施されるよう、あらかじめ作業計画書及び工程表を本市に提出し、全工程における運営管理（各作業時の進捗状況の把握や本市への状況報告等）を徹底すること。また、本業務に携わるスタッフの作業分担と作業量を適切に把握、管理し、計画の遅れが生じるなど、課題や問題が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示し、本市の承認を得た上で、適切に対応すること。

イ 本業務にて使用する制作物等の制作費、肖像権及び著作権についての必要な手続き、出演・協力者及び撮影地への交渉や許可申請、使用・出演料及び交通費含む謝礼等の本事業遂行に係る調整及び費用は全て委託費に含む。

#### (2) YouTube 広告配信と来訪計測

ア 動画配信サイトYouTubeにおいて、動画広告の配信を行う。動画は、基本的には以下の既存の動画を活用すること（使用に際してはデータを委託者より提供）。なお、以下の既存動画の再編や新たな動画の制作等、広告効果を最大化するための提案は妨げない。

SOUND TRAVEL MIYAZAKI「ニシタチ編」ショート ver およびロング ver

SOUND TRAVEL MIYAZAKI「青島編」ショート ver およびロング ver

イ 広告からは、宮崎市観光協会ウェブサイトへ誘導するよう設定すること。また、配信時期やターゲットの設定、割合については、以下の来訪計測を行うことを想定し、委託者と協議の上で決定すること。

ウ 広告配信にあたっては、700万回視聴、又は同等の効果をもたらすこととし、視聴単価などについても、事前に委託者と共有を図ること。広告配信および来訪計測に係る期間設定の目安としてはそれぞれ6か月および8か月とするが、広告配信および来訪計測期間については、来訪計測の最大化を図るための最適な期間設定について提案すること。

エ 広告配信にあたっては、位置情報提供サービス（Foursquare）と連携させ、広告を配信したユーザーのうち、実際に市内の特定スポットを来訪した人数を、対象スポット別・ユーザーの属性別に測定する工夫をすること。なお、計測スポットは、交通結節点や主要観光エリア等を含めることとし、詳細は委託者と協議の上設定すること。

オ 広告運用の効率化と効果最大化を図るため、ターゲット設定や配信エリア等の運用設計について具体的な提案を行うとともに、その根拠（仮説含む）を示すこと。

- カ 令和5年度に作成したリマーケティングリストを必要に応じてターゲティングに活用するとともに、エリア等に応じた適切なフリークエンシー設定について検討するなど、本事業の目的を理解し広告効果および来訪計測の最大化を図るための提案をおこなうこと。なお、この場合のリマーケティングリストは、使える限りにおいて活用することを想定しており、その際に使用するリストは委託者より提供する。本事業実施に際しても、使える限りにおいて新たにリマーケティングリストを作成すること。
- キ 計測にあたり個別の観光事業者等との調整や、計測スポットの設定、登録作業等が必要な場合は、受託者側で調整の上適切に実施すること。また、計測対象のユーザー属性はセグメントを委託者と協議の上で設定することとし、(3)の分析に資するようにすること。利用する位置情報提供サービスの種類は、具体的に提案に含めること。また、確実に来訪者の計測ができるよう適切に設定を行うこと。

### (3) 分析・効果検証

- ア 広告配信および来訪計測の結果については、業務実施期間中に適宜、改善提案等を含めた実施レポートとして委託者に報告をすること。
- イ 広告配信および来訪計測の結果を他の観光関係データ等と組み合わせて分析し、事業実施期間終了後は、その効果を定性・定量両面から検証した上で、業務完了報告書としてレポートを作成して委託者に提出すること。加えて、本市の観光及び産業施策に反映させるための提案を行うこと。なお、必要な報告事項については、委託者と協議の上で設定すること。
- ウ 事業完了報告書に加え、結果を踏まえた次年度以降の広告配信の方法（ターゲット、配信時期、動画内容）や広告効果に関する新たな検証テーマ、広告運用に関する助言及び設定すべきKPI値等について具体的な提案を行うこと。

### (4) YouTube 広告配信・来訪計測および分析・効果検証に関する独自提案

委託者側でのデータの利活用を想定したBIツールに関する提案を含め、委託者側の視点に立った丁寧かつ独自の提案をおこなうこと。

### (5) TikTok を活用した動画配信

- ア 動画制作・配信にあたり、TikTok アカウント「【公認】ここが穴場 宮崎」に投稿する動画・静止画コンテンツの企画・提案、アカウント運用を行うこと。動画制作の目的を十分に理解し、単に観光スポットを紹介するなど紋切り型の企画とすることなく、ターゲットに対して本市への来訪意欲を喚起するような訴求力の高い企画及び映像となるよう工夫すること。
- イ 動画による認知を最大限に引き出すため、視聴者（ユーザー）とのエンゲージメントを高める工夫について提案するとともに、視聴回数を最大化する工夫について合せて提案を行うこと。投稿にあたっては、ターゲットを明確に示すとともに、ターゲット層への戦略的かつ効果的なアプローチを継続的に図ること。
- ウ TikTok に投稿する動画・静止画コンテンツの編集・制作（TikToker を活用する場合のキャスティングを含む）を行うこととし、内容については事前に委託者との協議により決定すること。制作する動画・静止画コンテンツは、想定する用途に応じた適切な解像度、アスペクト比により作成すること。また、映像制作に必要な資料、映像等をできる限り多く収集することとし、動画の使用期間は、無期限で使用できるように配慮すること。
- エ 適切なアカウント（「【公認】ここが穴場 宮崎」）運用を行い、投稿にあたっては、ハッシュタグの選定・投稿文を作成するとともに、最適な時期・内容を事前に委託者と協議の上、投稿及び投稿に対するいいね、コメントへの返信について、受託者の代行にて行うこと。
- オ 映像に人物が登場する場合は、受託者の責任において、登場人物に対し書面により出演の許諾を得ること。また、タレントや音楽等の契約や著作権等が発生する場合でも、無期限の使用に支障が無いようにすること。なお、次年度以降に契約の更新料等が発生する場合には、受託者の責任において費用負担すること。

- カ 事業効果の検証・分析を行うこと。なお、内容については数値の羅列に終始せず、定量および定性の両面からの考察や各種数値の分析を行うこととし、事業効果の最大化に向けた改善・解決策を示すこと。
- キ 業務実施期間中は月次報告を行うこと。また、事業実施期間終了後は、投稿結果及び運用結果の分析等に関するレポートを業務完了報告書として作成し委託者に提出すること。なお、必要な報告事項については、委託者と協議の上設定すること。
- ク 事業完了報告書に加え、結果を踏まえた次年度以降の広告配信の方法（ターゲット、配信時期、動画内容）や広告効果に関する新たな検証テーマ、広告運用に関する助言及び設定すべき KPI 値等について具体的な提案を行うこと。
- ケ SNS (TikTok) に関する配分予算については、2,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

#### (6) TikTok を活用した動画配信に関する独自提案

ターゲットに的確にアプローチできる配信設計や収集できるデータとその活用について、独自の提案をおこなうこと。

#### 5 事業スケジュール

規定する業務内容を履行期間内に実施し完了することとし、事業スケジュールを作成し提案すること。なお、各業務の詳細な実施時期については提案をもとに委託者と受託者が協議の上決定する。

#### 6 個人情報の取り扱い

本業務の受託者は、本業務の実施に伴って取り扱う個人情報について、委託者の定める「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

#### 7 成果物

受託者は、次の成果物を委託者へ提出しなければならない。なお、本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、本市の指示に基づき、受託者の負担と責任において速やかに修正等を行うものとする。なお、修正した場合は、全成果物の差し替えを行うこととする。

- (1) 事業実績報告書（正本、副本、各 1 部）を提出すること。

なお、本事業で得た各種数値データ及び動画制作に使用した映像や写真等を全てデータ提出するとともに、保存した非圧縮マスターデータ（HDD 等、Windows 対応版）を提出すること

- (2) 数値のデータだけではなく、事業期間の振り返りの考察を記載した、次年度向けの提案書（正本、副本、各 1 部）を根拠資料とともに提出すること。
- (3) 本業務で制作した動画の記録媒体を、DVD（PAL 形式、NTSC 形式）・ブルーレイで盤面印刷含む各 2 枚提出すること。なお、動画の形式は MPEG や WMV など、複数のフォーマットに変換したデータとすること。

#### 8 成果物の権利関係

- (1) 本業務の履行における（製作途中で撮影した写真含む）成果物の所有権は、全て本市に帰属するものとし、本市の事業及び本市が認める事業において使用ができるものとする（原則、無期限）。
- (2) 成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、受託者は当該著作物に係る受託者の著作物（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引き渡し時に、本市に無償で譲渡する。この場合において、受託者は、当該著作権の譲渡以降、著作者人格権を行使しないものとする。

#### 9 留意事項

- (1) 受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場合は、受託者が責任をもって対応すること。本仕様書に基づく作業に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本

市の責めに帰する場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、本市に係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

- (2) 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいについて、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持すること。また、契約終了後も同様とする。
- (3) 受託者の責めに帰すべき理由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。
- (4) 受託者は本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。
- (5) 受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、本市から提供された資料等を本市の許諾なく複写又は複製してはならない。
- (6) 本市は、本業務で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネットや放送番組等のあらゆる媒体で公表、公開、配布又は放送等することができることとする。また、本市及び本市が認めるものが使用するために必要な範囲内において、全部又は一部の編集及び改変（トリミング等の加工含む）や複製を行うことができるものとする。
- (7) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフト等により検査した上で納品すること。納品データがウイルスに感染していることで、本市又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応するものとする。
- (8) 受託者は、業務に関連する事故が発生した場合、直ちにその報告と対応措置などを本市に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書で行うこと。
- (9) 受託者は、受託業務遂行のために、受託者が保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体）上に、個人情報及び機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時にすべて消去すること。また、契約解除の場合においては、速やかに消去すること。

## 10 協議

この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、委託者と協議すること。ただし、社会通年上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。